

## 伊賀市総合計画審議会運営規程

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、伊賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事の説明者)

**第 2 条** 会長は、議事に関係ある行政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができるものとする。

(会議の原則公開)

**第 3 条** 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は、公開しないことができる。

- (1) 伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条各号に規定する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合

(議事録)

**第 4 条** 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名捺印するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開会、閉会の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の概要
- (5) その他審議会の経過に関する事項

3 審議会の議事録は、伊賀市情報公開条例の規定に準じてこれを公開する。

(傍聴人)

**第 5 条** 傍聴人は傍聴人受付名簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入し、係員の指示に従って会場に入室すること。

2 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻30分前から10分前まで先着順で行うものとする。

(傍聴することができない者)

**第 6 条** 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

**第 7 条** 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴者は、傍聴席に着席し、会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと
- (4) 携帯電話を使用しないこと
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱しまたは会議の妨害となるような行為をしないこと

(傍聴違反に対する措置)

**第 8 条** 傍聴者が本規程に違反するときは、注意し、なおこれに従わないときは退場させることができる。

(雑則)

**第 9 条** この規程に定めがない事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成17年6月29日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

**伊賀市総合計画審議会 傍聴人受付簿**

(第 回 平成 年 月 日)

番号	住 所	氏 名	備 考